

# 市町村情報センター「ひろしま夢ぷらざ」 イベントブース等出展要領

令和8年度

## 1 目的

(公財)広島県市町村振興協会が設置した情報受発信施設ひろしま夢ぷらざ(以下「夢ぷらざ」という。)において、地域の観光施設・イベント・伝統・文化行事・定住等に係る情報受発信(以下「情報受発信」という。)や地域製品の展示・販売などにより各地域間の相互理解を深めるとともに、地域間交流の拡充などを通じて地域の活性化を図るものとする。

## 2 出展内容

- (1) 各市町の情報受発信などにより、地域情報の周知・広報に資するもの。
- (2) 各市町の地域製品の展示・販売は、広島県内で生産又は加工されたもので、市町の紹介や地域おこしに関連したものとする。なお、食品については、当該出展の期間を超える賞味期間の商品であること。

## 3 出展物の展示・販売等

- (1) 地域情報の展示等については、市町村情報コーナーを利用する。
- (2) 地域製品の展示・販売については、原則として店頭販売コーナー、イベントブース(A、B)を利用する。
- (3) 魅力あるまちづくりのPR、開発された地域製品のPR、及び地域で行われている様々な活動を活性化させるための催しについては、原則として市町PRカウンター及びデジタルサイネージを利用する。

## 4 出展の条件

- (1) 出展者は、市町・商工会議所・商工会・地域団体等とする。
- (2) 地域製品については、出展予定期日の前日(水曜日)に、出展者の責任において搬入し、陳列・展示を行うこと。  
※現在、定休日である水曜日も営業していることから「出展予定期日の当日(水曜日)に、出展者の責任において搬入し、陳列・展示を行うこと。」とします。
- (3) 出展については、原則として出展者が責任を持つこととし、地域製品の在庫管理や発注・追加(修正)についてもその管理者が行うこと。
- (4) 夢ぷらざへの出展料は無料とする。ただし、販売手数料については、レジスター管理を行う場合は販売総額の25%、店頭販売等でレジスター管理を行わない場合は18%とする。
- (5) 地域製品の搬入・搬出に伴う費用については、出展者の負担とする。
- (6) 地域製品を販売する場合の価格表示は、税込とする。

- (7) 地域製品の販売管理は、原則、自社のバーコードを利用する。自社バーコードが無い場合は、事前に相談することとする。
- (8) 販売に係る手数料の決裁方法は、イベントに関する経理処理完了後、速やかに支払いをする。
- ただし、店頭販売については、当日の決済とする。
- (9) 販売金額については、レジスターの売上日計表に基づき算出されたものとする。
- (10) 令和5年10月1日よりインボイス制度開始に伴い、店内での販売ではインボイス番号を必須とする。

## 5 出展申込・提出書類

- (1) 出展希望者は、あらかじめ実施する出展希望調査時において、出展希望調査票(様式1、2)を提出するものとする。
- (2) 出展希望者は、出展申込書(様式3、4)を予定期日の2か月前までに夢ぷらざ(業務担当)に提出することにより出展申込を行うこと。
- ただし、出展希望者が地域団体等であるときは、必ず、市町・商工会議所・商工会を通じて出展申込を行うこと。
- また、出展希望者が市町以外であるときは、市町の行うイベント等と事前に調整を行ったうえで提出すること。
- (3) 出展の決定を受けた者は、予定期日の1か月前までに出品目内訳表(様式5)を夢ぷらざ(業務担当)に提出すること。
- (4) ひろしま夢ぷらざ発行の「ぷらざ便り」に掲載する文章を予定期日の2か月前までに夢ぷらざ(業務担当)に提出すること。(様式不問300文字程度、画像掲載可能)
- (5) 複数の者が共同して出展する場合は、地域製品の代金精算等のための代表となる出展者を決めること。

## 6 出展期間の選定方法等

- (1) 同一期日又は同一期間に複数の出展申込があった場合は、出展希望団体等と夢ぷらざにおいて調整のうえ、決定する。
- なお、この決定にあたっては、市町の行うイベント等と連携が取られているものを優先する。
- (2) この出展要領の目的に沿わない場合、出展決定の取り消しや、地域製品の展示・販売等の中止を求めることがある。

## 7 その他

- ・出展後においては、すみやかに実施結果報告書(様式6)を夢ぷらざ(業務担当)に提出すること。
- ・午前10時までは、本通り(市道)を通行し、物品の搬入・搬出ができる。
- ・この要領に定めのない事項については、別途、出展者と協議して決定する。

# 市町村情報センター「ひろしま夢ぷらざ」

## 店頭販売コーナー出展要領

令和8年度

### 1 目 的

市町村情報センターひろしま夢ぷらざ（以下「夢ぷらざ」という。）の店頭において、地域製品の販売に利用できる場を提供し、地域間交流の促進や新製品の開発・販路の拡大等を通じて、地域活性化を図ることを目的とする。

### 2 出展品目

各市町の地域産品、工芸品等

### 3 場 所

店頭販売コーナー

### 4 販売方法

- ・販売台（150cm×75cm）による対面（実演）販売（販売台の1日の貸出最大台数は原則4台：貸出は無料）
- ・冷蔵・冷蔵庫は一日3台まで貸出可能（イベント時：無料、通常時有料：1台は3,000円、2台は5,000円、3台では7,000円）  
※日によって利用できない場合があるので、別途送付する販売スケジュール表を確認してください。
- ・酒類を出展される場合は事前にご連絡ください。また、主催者もしくは出展事業者が1週間前までには税務署に申請し、許可証の写しを夢ぷらざに提出して下さい。

### 5 出展事業者

- ・店頭販売コーナーへ出展する事業者は、原則として商工会、商工会議所の会員で旧広島市内に独自の小売店舗を持たない事業者とする。
- ・イベント期間中の同じ出展者の出展回数は原則週1回までとする。
- ・店頭販売に意欲的に取り組める事業者。
- ・品切れを起こさないよう心掛け、販売台1台につき販売額が5万円以上となるようにしっかりと商品を準備すること。

### 6 申込方法

出展を希望する市町・商工会議所・商工会・地域団体等は、出展申込書兼実施結果報告書（様式1）の申込書に記入のうえ、原則として予定期日の2か月前までに夢ぷらざ（業務担当）提出すること。ただし、出展を希望する者が地域団体等であるときは、必ず、市町・商工会議所・商工会を通じて出展申込を行うこと。

### 7 出展結果報告

店頭販売終了後、出展申込書兼実施結果報告書（様式1）の実施結果報告書に記入のうえ、**18%**の販売手数料を支払うこと。

### 8 注意事項

別紙「店頭販売コーナーへの出展について（注意事項）」のとおり。

※ 中央のイベントブース（A、B）において実施するものと内容や品目が重複する場合は、調整することがあります。

問合せ先

市町村情報センター「ひろしま夢ぷらざ」 担当：今永

TEL：082-541-3131 FAX：082-544-2721 E-mail：plaza-manager@hint.or.jp

〒730-0035 広島市中区本通8-28

## 店頭販売コーナーへの出展について（注意事項）

出展にあたっては、次の事項を厳守してください

### ■販売時間

原則、午前10時から、午後6時までとしてください。（シャッターは午前8時30分頃に開けます。準備が整い次第、販売を開始しても差し支えありません。）なお、その間においては、商品の品切れが起こらないよう注意してください。

※ 本通り(市道)は午前10時まで車両通行が可能ですので、店頭まで車両を乗り入れて商品の搬入ができます。搬入が終わり次第速やかに、近くの有料駐車場へ移動してください。  
なお、午前10時以降、本通り(市道)は車両の通行は出来ません。搬出は台車などを使い、運搬してください。

### ■販売商品について

- ・各市町の地域産品や工芸品等を販売してください。また、製造場所が各市町である商品も可能です。
- ・食品表示については最も基礎となる食品表示法である2015年（平成27年）を基準に法令遵守のもとに必ず徹底してください。表示方法については担当地域の保健所への事前確認をお願い致します。過去に食品表示法を遵守しておらず、お客様とのトラブルに発展した事案も発生している事から商品の食品表示を遵守されていない場合は店頭販売を即刻中止して頂きます。

### ■当店で貸し出し出来る物

- ・販売台（無料）
- ・手打ちレジ
- ・のぼり棒、のぼりスタンド（1事業者につき1セットまで）
- ・冷蔵冷凍陳列台 イベント出店時は無料（通常は有料：1台目3,000円、2台目5,000円、3台目7,000円 ※日によって使用できない日もありますので、希望される場合は確認してください。）
- ・延長コード

### ■事前準備・当日準備物

- ・当店のInstagramにて出展日より前に出展告知を投稿しますので、ご希望の方は別紙「08-12-1 ひろしま夢ぷらざ店頭販売Instagram告知投稿依頼書」を店頭販売2週間前までにご提出ください。
- ・釣り銭は十分に準備してください。また、事前に釣り銭の金額も把握しておいてください。（最後の精算時に売上金額が分からなくなる場合があります）
- ・領収書はインボイス番号が必要な場合がありますので、必ず準備してください。
- ・販促のためにポップやプライスカードを準備してください。
- ・販売品のためのビニール袋（レジ袋）を準備してください。  
※ なお、令和2年7月1日よりレジ袋有料化に伴い2円以上で販売してください。また、有料化の対象外となる買物袋については無料でも差し支えありません。（精算時レジ袋の販売代金は含めずに報告してください。）
- ・のぼりも作成されていましてら準備してください。

### ■販売時の注意事項

- ・ 地域産品は内税で直接販売してください。
- ・ 試飲試食は可能です。試食に使った後の楊枝などは必ずその場であらかじめ準備したビニール袋にまとめ、出展者の責任で処分してください。
- ・ 店舗内や店頭での火気の使用は全面禁止としておりますので、火気の出る設備を使用しないで下さい。
- ・ お客様への声出し販売は積極的に実施してください。なお、過度な声掛けや店頭から離れての勧誘などは広島県の公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例に抵触する可能性があるためお止め下さい。
- ・ 販売時には必ずレシート又は領収書を発行してください。
- ・ 商品の一時預かりは、丁重にお断りください。なお、やむを得ない場合は、電話番号と、名前を必ず控えてください。
- ・ 出展者の販売促進用チラシや地域イベント等地域のアピールに繋がる広告については積極的にお客様に配布して頂いて構いません。
- ・ 野菜や果物の販売は、コンテナを使用してください。切花の販売は、出展団体において切花を入れるバケツ等を準備してください。
- ・ 店頭での飲食はできませんので、昼食などの際はバックヤードをご利用ください。
- ・ 店舗は全面禁煙ですので、お近くの喫煙可能場所をご利用ください。
- ・ 一人で販売される場合に売場を長時間離れる際には必ず夢ぷらざスタッフに声を掛けて頂き、販売台を布などで隠してください。その際のお金の管理も必ずご自身でお願いいたします。
- ・ 販売台の周りを常に清掃してください。(ちりとり、ほうき、モップはバックヤードにあります) なお、汚れた場合は速やかに清掃してください。
- ・ 貴重品の管理は、各自でお願いします。財布等は、車内やワゴン近くに置いたままにせず、できるだけ自分でお持ちください。

#### ■販売終了後の注意事項

- ・ イベント終了後は、実施結果報告書（夢ぷらざスタッフにお声がけください）を提出し、合わせて販売手数料（税込み売上額×18%）を納付してください。
- ・ 当店で貸し出したレジの中は必ず確認してください。忘れ物がある場合があります。
- ・ ひろしま夢ぷらざから借りて使用された備品や什器を元の場所に戻して下さい。
- ・ 使用された場所周辺や販売台の清掃をお願いします。

# 店内ブースへの出展について（注意事項）2026年版

## 【商品について】

- ・ 販売する商品の品質管理（賞味期限等）については出展事業者の責任とする他、食品表示法、食品衛生法その他関係法令等に定める規定に違反していないように確認をお願いします。
- ・ お酒の販売は酒税法の関係から委託販売ではなく仕入販売となりますので、様式5送付時にご相談ください。
- ・ 自社バーコードがある場合は、そのままご利用いただけます。（様式5に記入して連絡）
- ・ 原則、バーコードは出展者が有しているものを使用しますが、取得が間に合わない等、自社バーコードが無い場合は、ひろしま夢ぷらざにて作成し商工会、商工会議所経由にて出展者に送付します。商品に貼って搬入してください。お客様に値段が見えやすいよう商品の表に貼って下さい。
- ・ バーコードについて追加・変更がございましたら、その都度お申し出下さい。
- ・ プライスカード、POPは主催者においてご準備下さい。
- ・ プライスカード、POPを陳列台に貼る際はセロテープをご使用願います。（両面テープは不可）  
ガムテープを使用される場合は布のガムテープをご使用願います。（紙のガムテープは不可）
- ・ 店内のイベントブースにて短時間の試飲試食販売をして頂いて構いません。購入されるお客様がいらっしゃいましたら店内のレジへ誘導してください。また、実施される際は必ず事前連絡をお願いいたします。

プライスカード作成例

事業所名
<b>商品名</b>
150g <b>¥850</b> (税込)

## 【販売事務手数料について】

- ・ 夢ぷらざへの出展料は無料とし、店内でバーコード(夢ぷらざのレジを通して販売)による販売の場合は、売上額(税込み)の25%を販売手数料(税込み)として夢ぷらざが徴収します。(1円未満切り捨て)
- ・ 既に店内常設コーナーにある商品がイベント期間中に販売された場合もイベントの売上として計上されます。

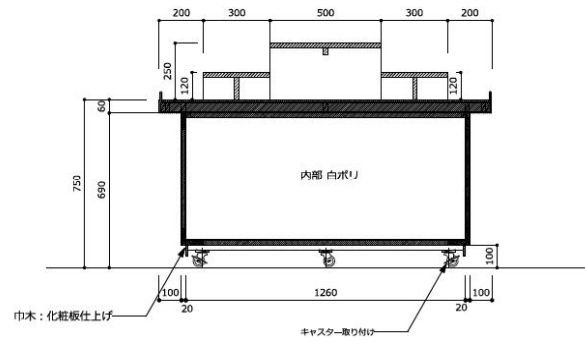
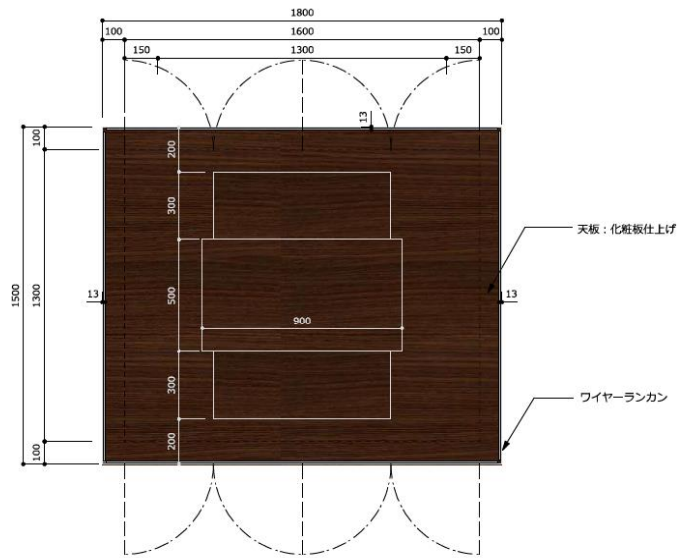
## 【搬入・搬出について】

- ・ 搬入場所「ひろしま夢ぷらざ」広島市中区本通8-28 八百金ビル1階
- ・ 展示品の搬入については、直接持参を原則とし、陳列や飾り付けについても主催者及び出展者で行う。  
なお、陳列・飾り付けについては夢ぷらざ職員等が相談に応じる。
- ・ 搬入日はイベント初日(水曜日)の午前中です。**朝8時30分**に店舗のシャッターを開けます。
- ・ 本通り(市道)は午前10時まで車両通行が可能ですので、店頭まで車両を乗り入れて商品の搬入ができます。搬入が終わり次第速やかに、近くの有料駐車場へ移動してください。なお、午前10時以降、本通り(市道)は車両の通行は出来ません。
- ・ 当店開店の10時までには搬入・展示を終了頂きますよう、ご協力お願いいたします。
- ・ 搬出はイベント最終日の午後5時よりお願いいたします。(店内の状況により開始の指示をさせていただきます。ご了承下さい)店頭には車の駐車は出来ませんので、近くの駐車場まで台車での搬出となります。
- ・ 期間中に商品を宅配便等で追加搬入される場合は、梱包箱に“イベント用”と大きく標記願います。

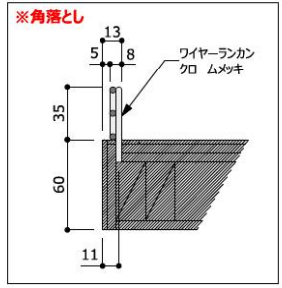
- ・商品の納入・返品の際費(送料等)については、該当事業所の負担とします。

## 【その他】

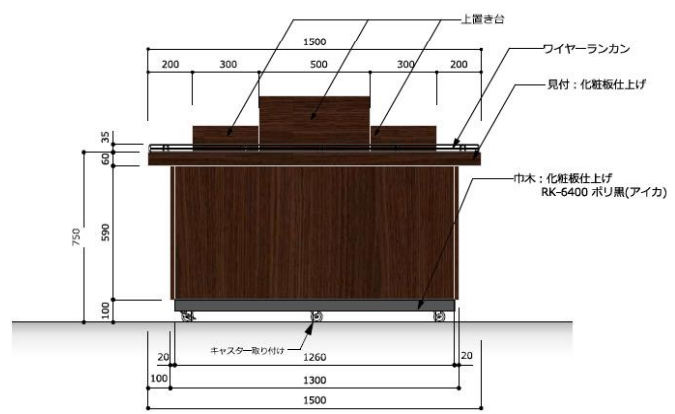
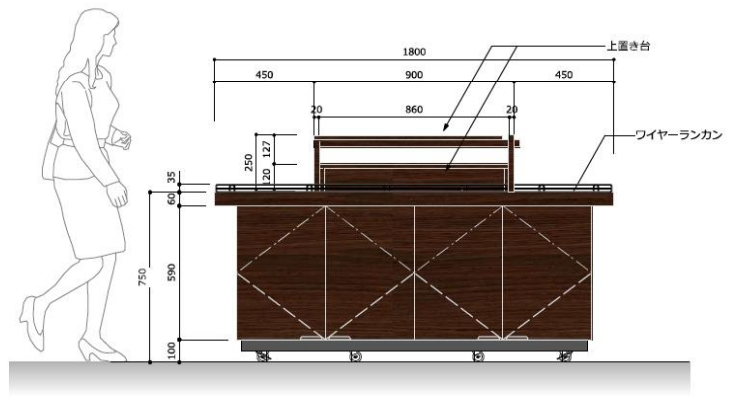
- ・納品と売上額に差が生じても夢ぷらざにおきましては管理できかねますので、主催者側にて管理願います。
- ・売上金は主催者の代表口座への一括振込みとなっております。
- ・店内での販売は令和5年10月よりインボイス番号が必須となっておりますので、様式5にてインボイス番号の記入をお願い致します。申請中で番号の付与が無い方は税務署へ提出したインボイス申請書のコピーをご提出ください。(税務署收受印が必須、電子申請の場合はメール詳細が必須)



TJ-2055K 木目(アイカ)



見付け詳細図 S:1/3



2台